

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成27年7月17日現在

福島県		出荷制限	摂取制限
野菜類	原乳	2市6町3村※1	—
	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	—	—
	結球性葉菜類 (キャベツ等)	1市5町2村※2	1市5町2村※2
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリ、カリフラワー等)	—	—
	カブ	—	—
	原産シタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原産シタケ(施設栽培)	川俣町	—
	原産ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、二島町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、飯川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市 いわき市 棚倉町
	タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楡葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村	—
	ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町(山木屋の区域に限る。)	—
	ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楡葉町、川内村、葛尾村	—
	クサソテツ(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楡葉町、大玉村、葛尾村	—
	クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。)	南相馬市、会津美里町	—
	コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、二島町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、飯川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村	—
	ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楡葉町、川内村、葛尾村	—
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村	—
	ウワバミソウ(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町	—
	タラマン(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、埴町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、飯川村、川内村、葛尾村	—
	フキ	葛尾村	—
フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楡葉町、天栄村	—	
フキノトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楡葉町、葛尾村	—	
ワラビ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、川俣町、楡葉町、飯川村、葛尾村	—	
ワラビ(野生のものに限る。)	二本松市、喜多方市、広野町	—	
ウメ	南相馬市	—	
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町	—	
クリ	二本松市、伊達市、南相馬市	—	
キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字津及及び原町区大原字和田城の区域に限る。)	—	
雑穀	小豆	福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される小豆を除く。)	—
	大豆	福島市(旧野田村、旧平野村、旧立子山村、旧佐倉村、旧水保村及び旧殿塚村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧伏木村の区域に限る。)、本宮市(旧和木沢村(白沢村)及び旧白岩村の区域に限る。)、須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)、大玉村(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される大豆を除く。)	—
穀類	米(平成23年度)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧浪江村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧杜沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米(平成24年度)	※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成25年度)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成26年度)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成27年度)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。))並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	新田川 (支流を含む。)
	ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。))並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。))及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。))並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。))並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。))並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物29種※7	最大高潮時海岸線と宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線と開けた海域	—
	牛肉※8	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	全域	—
カルガモの肉	全域	6市10町4村※9	
キジの肉	全域	—	
クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、二島町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、伊達市、飯館村、川俣町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村	—	
ノウサギの肉	全域	—	
ヤマドリ肉	全域	—	

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字津及及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楡葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

※2 南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字津及及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村及び飯館村

※3 福島県広野町、楡葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(郡都路、船引町横道、船引町中山字小塚及び下馬沢、常楽町福地、常楽町山楹並びに市内国有林福島県管理第251林班の一部、252林班、253林班及び270林班まで、208林班から209林班まで及び201林班から300林班までの一部の区域に限る。)、南相馬市(郡都路、船引町中山字小塚、船引町中山字馬沢、常楽町福地、常楽町山楹並びに市内国有林福島県管理第251林班の一部、252林班、253林班まで、208林班から209林班まで及び201林班から300林班までの一部の区域に限る。)、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字津及及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、208林班の一部、209林班から2099林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市(浅利、小倉寺及び南向谷を除く。)、旧野田村、旧楡原村、旧野田村、旧白井村、旧白川町、旧松川町、旧会津川村、旧水原村及び旧立子山村の区域に限る。)、伊達市(旧月館町(月館町月館/脱)、松柳川原、川向及び塚ノ腰に限る。))及び月館町御代田(北、東、西及び新郷ノ内に限る。))、旧掛田町(窪山町山部に限る。)、旧杜沢村(桑原町(の高区、原町区片倉字津及の区域に限る。))、新郷(字五台山、字山部)及び宇業谷の区域に限る。)、高倉(字助常、字吹屋峠、字七曲、字森及び字松木森の区域に限る。))、小浜(字御形を除く区域に限る。))、下江井、小沢、堤谷、江井、米沢、小水、柳倉、大塚、宇田塚、字森合、字高合及び字野首前等の区域に限る。))、高野(字野田、字北内、字山部、字高田、字三川原、字理塚、字原、字原治内、字野ノ内、字弥生、字薬師岳、字御前、字中平、字大保原、字花木内及び字高木の区域に限る。))及び大塚(原町区及び旧月館町の区域に限る。))、本宮市(旧白河町の区域に限る。))、川俣町(山木屋並びに市内国有林福島県管理第161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。))、大玉村(旧玉井村の区域に限る。))、広野町、楡葉町、川内村及び飯館村(福島県林業管理第2004林班、2006林班及び2012林班までを区域に限る。))

※4 福島県福島市(旧福島市、旧小国村、旧立子山村、旧白河村、旧水原村、旧上保原村及び旧平田町の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、いわき市(旧田代町の区域に限る。)、須賀川市(旧西会津の区域に限る。)、相馬市(旧野田市の区域に限る。)、二本松市(旧浪江川町の区域に限る。))、田村市(郡都路、船引町横道、船引町中山字小塚、船引町中山字馬沢、常楽町福地、常楽町山楹並びに市内国有林福島県管理第251林班の一部、252林班、253林班まで、208林班から209林班まで及び201林班から300林班までの一部の区域に限る。)、南相馬市(郡都路、船引町中山字小塚、船引町中山字馬沢、常楽町福地、常楽町山楹並びに市内国有林福島県管理第251林班の一部、252林班、253林班まで、208林班から209林班まで及び201林班から300林班までの一部の区域に限る。))、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字津及及び原町区大原字和田城の区域に限る。))、208林班の一部、209林班から2099林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。))、福島市(旧福島市(浅利、小倉寺及び南向谷を除く。))、旧野田村、旧楡原村、旧野田村、旧白井村、旧白川町、旧松川町、旧会津川村、旧水原村及び旧立子山村の区域に限る。))、伊達市(旧月館町(月館町月館/脱)、松柳川原、川向及び塚ノ腰に限る。))及び月館町御代田(北、東、西及び新郷ノ内に限る。))、旧掛田町(窪山町山部に限る。))、旧杜沢村(桑原町(の高区、原町区片倉字津及の区域に限る。))、新郷(字五台山、字山部)及び宇業谷の区域に限る。))、高倉(字助常、字吹屋峠、字七曲、字森及び字松木森の区域に限る。))、小浜(字御形を除く区域に限る。))、下江井、小沢、堤谷、江井、米沢、小水、柳倉、大塚、宇田塚、字森合、字高合及び字野首前等の区域に限る。))、高野(字野田、字北内、字山部、字高田、字三川原、字理塚、字原、字原治内、字野ノ内、字弥生、字薬師岳、字御前、字中平、字大保原、字花木内及び字高木の区域に限る。))及び大塚(原町区及び旧月館町の区域に限る。))、本宮市(旧白河町の区域に限る。))、川俣町(山木屋並びに市内国有林福島県管理第161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。))、大玉村(旧玉井村の区域に限る。))、広野町、楡葉町、川内村及び飯館村(福島県林業管理第2004林班、2006林班及び2012林班までを区域に限る。))

※5 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、楡葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、川内村(平成24年9月30日付け指示により設定された帰還困難区域及び避難指示解除準備区域に限る。))、葛尾村(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))

※6 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された帰還困難区域及び避難指示解除準備区域に限る。))、楡葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、川内村(平成24年9月30日付け指示により設定された帰還困難区域及び避難指示解除準備区域に限る。))、葛尾村(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))

※7 アナメ、アカカビシラメ、イカゴ(種を除く。)、イシガレイ、ウスマスリ、ウミタナゴ、エゾイアナメ、カサゴ、キツネムシ、クロウソクシタ、クローン、クワダ、モモンカスベ、サクラマス、サブロウ、シロマルシ、スズキ、ナガツク、ヌマガレイ、バラバレイ、ヒシガング、ヒラメ、ホシガレイ、マアゴ、マコガレイ、マコシ、マツガワ、ムツシ、イシガレイ

※8 当該県において飼養された牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。))及び当該県への出荷を控える必要がある

※9 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成27年7月17日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、髭ヶ沢町、陸上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	釜石市、奥州市、平泉町 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、花巻市、北上市、 金ヶ崎町 、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	船井川(支流を含む。)&及び砂鉄川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリ	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町 仙台市、登米市、大崎市、大和町、 南三陸町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町及び旧瀬崎町の区域を除く。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサツテツ(こごみ)	気仙沼市、栗原市
	クサツテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大崎市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市	
穀類	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)&及び松川(支流を含む。)&ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)&ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)&ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
肉	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)&ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)&及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
クマの肉	全域	
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	コモンカスベ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	インガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマス(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
肉	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)

※ 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)&及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成27年7月17日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、栃木市(旧岩舟町を除く。)、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、市貝町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、日光市、大田原市、茂木町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	那須町 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
肉	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
	牛肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカ肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)&及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリ肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	我孫子市、栄町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)&並びに手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)&ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている年について、県外への移動(12月齢未満の年のものを除く。)&及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成27年7月17日現在

福島県		出荷制限
原乳	H23.8.21～：下記の地域以外	
	H23.3.21～4.8解除：喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町	
	H23.3.21～4.16解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市（旧郡路村の区域を除く。）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鮫川村、塩町、矢野町、いわき市	
	H23.3.21～4.21解除：相馬市、新地町	
	H23.3.21～5.11解除：南相馬市（南相馬市のうち、島崎、大内、川子及び塩崎を除く区域に限る。）、川俣町（山本屋の区域を除く。）、	
	H23.3.21～6.8解除：田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字榎木、原町区高倉字五台山、原町区高倉字榎川、原町区高倉字栗原、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、	
	H23.3.21～10.7解除：会津若松市、桑折町、天栄町、楳枝峠村、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、榑倉町、玉川村、広野町、楢葉町（東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、	
	H23.8.21～：下記の地域以外	
	H23.3.21～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、榑倉町、矢野町、塩町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.21～5.25解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楳枝峠村	
余録録性果菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.21～5.25解除：福島市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字榎木、原町区高倉字五台山、原町区高倉字榎川、原町区高倉字栗原、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、	
	H23.3.21～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.21～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山本屋の区域を除く。）、大玉村	
	H23.3.21～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、	
	H23.3.21～H23.5.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、	
	H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、	
	H23.8.23～：下記の地域以外	
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、榑倉町、矢野町、塩町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楳枝峠村	
	H23.3.23～5.25解除：福島市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字榎木、原町区高倉字五台山、原町区高倉字榎川、原町区高倉字栗原、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、	
球根性果菜類(キャベツ等)	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山本屋の区域を除く。）、大玉村	
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、	
	H23.3.23～H23.5.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、	
	H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、	
	H23.8.23～：下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、榑倉町、矢野町、塩町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23～5.4解除：いわき市	
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～5.11解除：福島市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字榎木、原町区高倉字五台山、原町区高倉字榎川、原町区高倉字栗原、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山本屋の区域を除く。）、
H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、		
H23.3.23～H23.5.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、		
H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、		
H23.8.23～：下記の地域以外		
H23.3.23～5.4解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、桑折町、国見町、川俣町（山本屋の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村		
H23.3.23～5.16解除：白河市、矢吹町、榑倉町、矢野町、塩町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楳枝峠村、只見町		
H23.3.23～6.23解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字榎木、原町区高倉字五台山、原町区高倉字榎川、原町区高倉字栗原、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、		
H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、		
H23.3.23～H23.5.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、		
野菜類	H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、	
	H23.8.13～	
	H23.8.13～：伊達市、磐梯町、相馬市、南相馬市、塩川町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、川俣町、葛尾村、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、	
	H23.8.16～：福島市	
	H23.8.16～4.25解除：いわき市	
	H23.8.20～：本宮市	
	H23.8.20～5.16解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、新地町	
	H23.8.23～5.23解除：川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、	
	H23.8.16～18～：二本松市	
	H23.7.19～H23.7.11～解除：伊達市（ただし、黒の定める管理計画に基づき管理される原産シタケ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）、	
H23.7.22～H23.7.11解除：新地町		
H23.7.19～9.7解除：本宮市		
H23.11.14～：川俣町		
H23.10.31～：相馬市、いわき市		
H23.9.8～：福島市、古殿町（茨城県産に関する野生キノコに限る）		
H23.9.16～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、猪苗代町、榑倉町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢野町、猪苗代町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、塩川町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、西郷村、泉崎村、中島村、葛尾村、川内村、葛尾村、磐梯町		
H23.10.18～：喜多方市		
H24.6.18～：磐梯町		
H24.10.11～：磐梯町		
H24.10.18～：会津坂下町、北塩原村		
H25.9.20～：下郷町		
H25.10.1～：会津若松市		
H25.10.3～：只見町		
H25.11.12～：会津美里町		
H25.9.25～：西会津町		
H25.8.22～：三島町		
H25.10.2～：柳津町		
H23.5.9～：伊達市、相馬市、三春町		
H23.5.19～：南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村		
H23.5.9～5.30解除：平田村		
H23.5.9～6.8解除：いわき市		
H24.6.9～：天栄村		
H23.5.13～6.21解除：塩見町		
H24.6.18～：福島市、新地町		
H24.6.23～：広野町		
H24.5.2～：二本松市、大玉村		
H24.5.7～：須賀川市		
H24.6.25～：郡山市		
H25.8.14～：川内村		
H25.8.16～：白河市、楢葉町		
H25.8.25～：葛尾村		
H25.8.10～：田村市		
H25.8.14～：天栄村		
H24.6.18～：伊達市、川俣町（山本屋の区域に限る。）、		
H24.6.16～H27.7.8解除：川俣町（山本屋の区域を除く。）、		
H25.8.14～：須賀川市、相馬市、広野町、葛尾村		
H25.8.19～：川内村		
H27.8.18～：楢葉町		

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成27年7月17日現在

Table with columns for Prefecture (福島県), Product Name (品名), and Restrictions (出荷制限). It details various food items like rice, fish, and meat, along with specific dates and locations where distribution was restricted.

※ の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成27年7月17日現在

山形県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.8.10～：全域
茨城県		出荷制限
原乳		H23.2.23～4.10解除：全域
	ホウレンソウ	H23.2.21～4.17解除：全域（下記地域を除く。）
	カキナ	H23.2.21～6.1解除：北茨城市、高萩市
	パセリ	H23.2.21～4.17解除：全域
野菜類		H24.4.8～：藤原市、小美玉市
		H24.4.6～H27.4.17解除：つくばみらい市
		H24.4.19～：石岡市、鹿嶋市、茨城県、利根町
		H24.4.13～H27.4.17解除：守谷市
		H24.4.13～H27.4.24解除：取手市
		H24.4.19～：ひたちなか市、鉾田市、東海村
		H24.4.28～：北茨城市、大洗町
		H23.10.14～：土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市
		H24.4.9～：茨城県、市川町
		H24.4.13～：常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市
	H24.4.13～：ひたちなか市、鹿嶋市	
	H23.10.14～：土浦市、鉾田市	
	H23.11.10～：茨城県	
	H24.5.2～：日立市、常陸大宮市（野生のものに限る。）	
	H24.5.10～：常陸大宮市（野生のものに限る。）	
水産物		H24.7.8～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯38度の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		H24.7.5～H25.2.28解除：北緯38度の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		H24.4.13～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		H24.4.17～H25.5.14解除：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		H24.4.17～H27.5.29解除：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		H24.4.17～H24.5.30解除：北緯38度の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		H24.8.1～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		H24.4.17～：茨城県、北緯及び外島運送並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
		H24.4.17～H27.3.24解除：霞ヶ浦、北浦及び外島運送並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	H24.5.7～：茨城県、北緯及び外島運送並びにこれらの湖沼に流入する河川、並びに常陸利根川	
	H24.8.7～H28.1.30：茨城県内の利根川（支流を含む。）	
	H28.11.12～：茨城県内の利根川のつち増大の下流（支流を含む。）	
肉	イノシシの肉	H23.12.2～H23.12.21一部解除：全域（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。）
その他		H23.6.2～H25.11.11解除：鶴岡市、鹿ヶ崎町、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみづら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、同見町、河内町、五鹿町、利根町、東海村、美浦村
		H23.6.2～10.18解除：古河市、菅野町、坂東市、八千代町、境町
		H23.6.2～H24.4.9解除：大子町
		H23.6.2～H24.5.23解除：常陸大田市、常陸大宮市
		H23.6.2～H24.5.30解除：石岡市、那珂市、城野町
		H23.6.2～H24.6.5解除：鉾田市
		H23.6.2～H24.7.24解除：水戸市
		H23.6.2～H24.8.20解除：高萩市
		H23.6.2～H24.9.12解除：日立市
		H23.6.2～H24.10.5解除：茨城県
		H23.6.2～H24.10.11解除：つくば市
		H23.6.2～H25.4.3解除：牛久市
		H23.6.2～H25.5.29解除：土浦市、北茨城市、笠間市
		H23.6.2～H25.6.17解除：小美玉市
	栃木県	
	ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除：那須塩原市、塩谷町
	カキナ	H23.3.21～4.27解除：全域
		H23.3.21～4.14解除：全域
野菜類		H24.2.16～：那須塩原市、矢板市
		H24.4.10～：さくら市、塩谷町、高根沢町、那須町
		H24.4.10～H28.7.8一部解除：芳賀町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。）
		H24.4.10～H27.8.8一部解除：宇都宮町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。）
		H24.4.11～：益子町
		H24.4.11～H27.2.20一部解除：日光市、大田原市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。）
		H24.4.12～：足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、市貝町
		H24.4.12～H27.2.20一部解除：茂木町、那珂川町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。）
		H24.4.12～：栃木市（田舎町を除く。）、壬生町
		H24.2.18～H26.10.24一部解除：那須塩原市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）
	H24.2.18～H26.10.23一部解除：矢板市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）	
	H24.4.10～：那須町	
	H24.4.10～H28.8.28一部解除：芳賀町	
	H24.4.12～H27.2.20一部解除：大田原市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）	
	H24.5.28～H28.8.28一部解除：さくら市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）	
	H24.8.4～H28.8.4一部解除：宇都宮町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）	
	H24.8.4～H27.8.4一部解除：壬生町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）	
	H24.11.28～H28.10.24一部解除：日光市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）	
野菜類		H23.11.7～：鹿沼市、矢板市
		H23.11.8～：大田原市、那須塩原市
		H23.11.14～：足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町
		H24.11.6～：宇都宮市
		H24.11.8～：塩谷町
		H24.11.8～：壬生町
		H23.11.14～：那須塩原市、日光市
		H24.10.4～：矢板市
		H24.10.16～：那須町
		H24.10.16～：佐野市
	H24.11.2～：鹿沼市	
	H24.11.8～：壬生町	
	H24.11.12～：那珂川町	
	H24.11.19～：那須烏山市	
	H24.12.11～：大田原市	
	H24.8.2～：日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那珂川町	
	H24.8.7～：鹿沼市	
	H24.8.8～：矢板市	
	H24.8.16～：那須町	
	H24.8.29～：大田原市	
	H24.10.10～：塩谷町	
	H24.10.12～：那須烏山市	
	H28.7.19～：茂木町	
	H24.5.1～：那須塩原市、那須町	
	H24.5.7～：日光市、大田原市	
	H24.8.13～：矢板市	
	H24.5.1～：大田原市、那須町	
	H24.5.2～：那須塩原市	
	H24.5.7～：鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塩谷町	
	H24.5.1～：さくら市	
	H24.5.28～：那珂川町	
	H24.5.28～：高根沢町	
	H24.5.28～：市貝町	
	H24.5.1～：宇都宮市、日光市	
	H24.5.14～：那須塩原市	
	H24.5.18～：大田原市	
	H24.5.7～：日光市、那須町	
	H24.5.7～：鹿沼市	
	H24.4.27～：大田原市、矢板市	
	H24.5.1～：那須町	
	H24.5.2～：市貝町	
	H24.5.18～：宇都宮市	
	H24.4.18～：塩谷町	
	H24.4.18～：日光市	
	H24.5.1～：那須塩原市	
	H24.5.1～：さくら市	
	H24.5.17～：大田原市、鹿沼市	
	H24.5.18～：宇都宮市、日光市	
	H24.5.28～：矢板市	
	H24.8.14～：那須塩原市、那須町	
	H24.8.18～：大田原市	

※ []の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成27年7月17日現在

栃木県		出荷制限	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.9.10～H25.1.23解除 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除 水呑川(支流を含む。)	
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H26.5.30～H27.6.23解除 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)	
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.28解除 大芦川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。)	
		H24.5.30～H24.9.28解除 荒井川(支流を含む。)	
肉	牛の肉	H23.8.2～H23.8.25一部解除 宇都宮(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
	イノシシの肉 シカの肉	H23.12.2～H23.12.5一部解除 宇都宮(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	
その他	茶	H23.7.8～H24.6.1解除 栃木市 H23.6.2～H23.3.26解除 大田原市 H23.8.2～H23.5.31解除 鹿沼市	
	群馬県		
	出荷制限		
農産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除 全域	
	カキナ	H23.3.21～4.8解除 全域	
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.26～：沼田市、京吾妻町、増原村 H24.10.10～：高山村 H24.10.16～：安中市 H24.10.29～：高野町 H24.11.19～：みなかみ町 H24.4.27～：吾妻川のうち吾妻川から京東電力株式会社久秀発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)	
		水産物	ヤマメ(養殖を除く。)
イワナ(養殖を除く。)			H24.6.8～H24.11.9解除 吾妻川のうち吾妻川から京東電力株式会社久秀発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H24.10.10～：宇都宮	
	クマの肉	H24.8.10～：宇都宮	
	シカの肉	H24.11.14～：宇都宮	
	ヤマドリ	H25.1.23～：宇都宮	
その他	茶	H23.6.30～H24.5.28解除 桐生市 H23.6.30～H25.6.7解除 渋川市	
	埼玉県		
出荷制限			
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.16～：横須賀、曾根町 H24.10.29～：ときがわ町 H24.11.6～：鳩山町	
千葉県		出荷制限	
農産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除 旭市、香取市、多古町	
	シュンゴク、チンゲンサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除 旭市	
	パセリ	H23.4.4～4.22解除 旭市	
	セロリ	H23.4.4～4.22解除 旭市	
	タケノコ	H24.4.5～H25.10.23解除 市原市、木更津市	
		H24.4.11～H27.1.22解除 船橋市、白井市	
		H24.4.11～H25.10.23解除 八千代市	
		H24.4.12～H25.10.23解除 船橋市	
		H24.4.18～H25.10.23解除 芝山町	
	原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.11～：養老子市	
		H23.10.11～H24.10.14一部解除 香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
		H23.11.18～：葛飾市	
		H23.12.22～H24.10.14一部解除 佐倉市	
		H24.2.23～：印西市	
H24.4.10～：白井市			
原木シイタケ(施設栽培)	H24.4.18～：千原市、八千代市		
	H24.5.16～H24.8.15一部解除 小笠原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)		
	H24.11.14～H24.10.14一部解除 習志野市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)		
	H24.5.16～H24.8.15一部解除 山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)		
	H24.11.14～H24.11.20一部解除 習志野市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)		
H24.12.14～H24.10.14一部解除 香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)			
ギンナ	H24.7.18～：手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)		
コイ	H23.7.8～：手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)		
ウナギ	H23.11.12～：千葉県内の利根川のうち橋大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛緑水橋及び印旛水門の上流、両側用水第一黒水橋の下流、八幡川、与田浦川及び与田浦川を除く。)		
肉	イノシシの肉	H24.11.5～H23.1.18一部解除 宇都宮(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	
その他	茶	H23.6.2～9.7解除 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除 勝浦市 H23.6.2～H24.5.25解除 八街市 H23.6.2～H24.5.26解除 野田市、富里市、山武市 H23.6.2～H25.5.13解除 成田市	
	神奈川県		
	出荷制限		
	その他	茶	H23.6.2～8.29解除 南足柄市 H23.6.23～9.12解除 松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除 愛川町、清川村 H23.8.23～10.26解除 相模原市 H23.8.27～10.26解除 中井町 H23.6.2～11.1解除 小田原市 H23.6.2～11.10解除 真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除 湯河原町
新潟県			
出荷制限			
肉		クマの肉	H24.11.5～：宇都宮(佐渡市及び黒島浦村を除く。)
山梨県			
出荷制限			
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村	
長野県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.20～：龍井沢町、野代田町 H24.10.1～：小諸町、南牧村 H24.10.11～：佐久市 H24.10.11～：小諸市 H24.10.21～：佐久野町	
		コシアブラ	H24.8.21～：長野市、龍井沢町 H24.8.28～：中野市、野沢温泉村 H27.5.28～：木島平村
			静岡県
	出荷制限		
	農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～：御殿場市、小山町 H25.10.3～：富士宮市、富士市 H26.10.7～：御殿場市

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成27年7月17日現在

福島県		摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～ 下記の地域以外	
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村	
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～ 下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
	H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～ 下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)	
	H23.3.23～5.4解除：いわき市	
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町	
	H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村	
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
原ホシイタケ(露地)	H23.4.13～： 飯館村	
	H23.9.6～： 棚倉町(※首根苗に属する野生キノコに限る)	
	H23.9.15～： いわき市、棚倉町	
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.9.20～： 南相馬市	
水産物 イカナゴの稚魚 ヤマメ(養殖を除く。)	H23.4.20～H24.6.22解除： 全域	
	H24.3.29～： 新田川(支流を含む。)	
肉 イノシシの肉	H23.11.9～： 相馬市、南相馬市、広野町、棚倉町、富岡町、大館町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村	
	H23.11.25～： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村	

※ の箇所は摂取制限の対象